

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町景観条例（平成 16 年ニセコ町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（事業計画の事前公開）

第 28 条の 2 開発事業者は前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等の相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。

第 29 条第 1 項中「前条」を「第 28 条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正の理由

開発事業の内容については、住民説明会の開催（条例第 30 条）及び資料の公開（第 30 条の 2）により関係住民及びその他の住民に広く公開されるが、それよりも早い計画構想の時点で情報を公開し、できるだけ早い段階から開発事業者及び関係住民が対話する機会を持つことで相互の理解を深め、協議をより円滑に行うことができるよう、条例の一部改正を行う。

ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条の規定による住民参加の状況

令和 4 年 1 月 25 日開催のニセコ町都市計画審議会において、改正案を提示・説明し、当審議会から了承を得ている。

令和 4 年 2 月 10 日から 2 月 24 日までニセコ町ホームページ及び役場都市建設課にて改正案を縦覧し意見聴取した。（意見 3 件）